

公立幼稚園をご利用の
新2号認定子どもの保護者の皆様へ

猪名川町生活部こども課

子育てのための施設等利用給付費（新2号認定） 認可外保育施設等利用料の償還払い手続きについて

本年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により、新2号認定を受け、公立幼稚園（1号認定）と認可外保育施設等（新2号認定）を併用されている場合のお子様については、認可外保育施設等の利用料（上限額あり）を保護者様の申請による償還払いにより、3か月ごとに保護者様の口座へ給付する予定としております。

つきましては、下記のとおり請求月（1月、4月、7月、10月）の月末までに請求書と必要な書類を、町役場こども課窓口までご提出いただきますようお願いいたします。

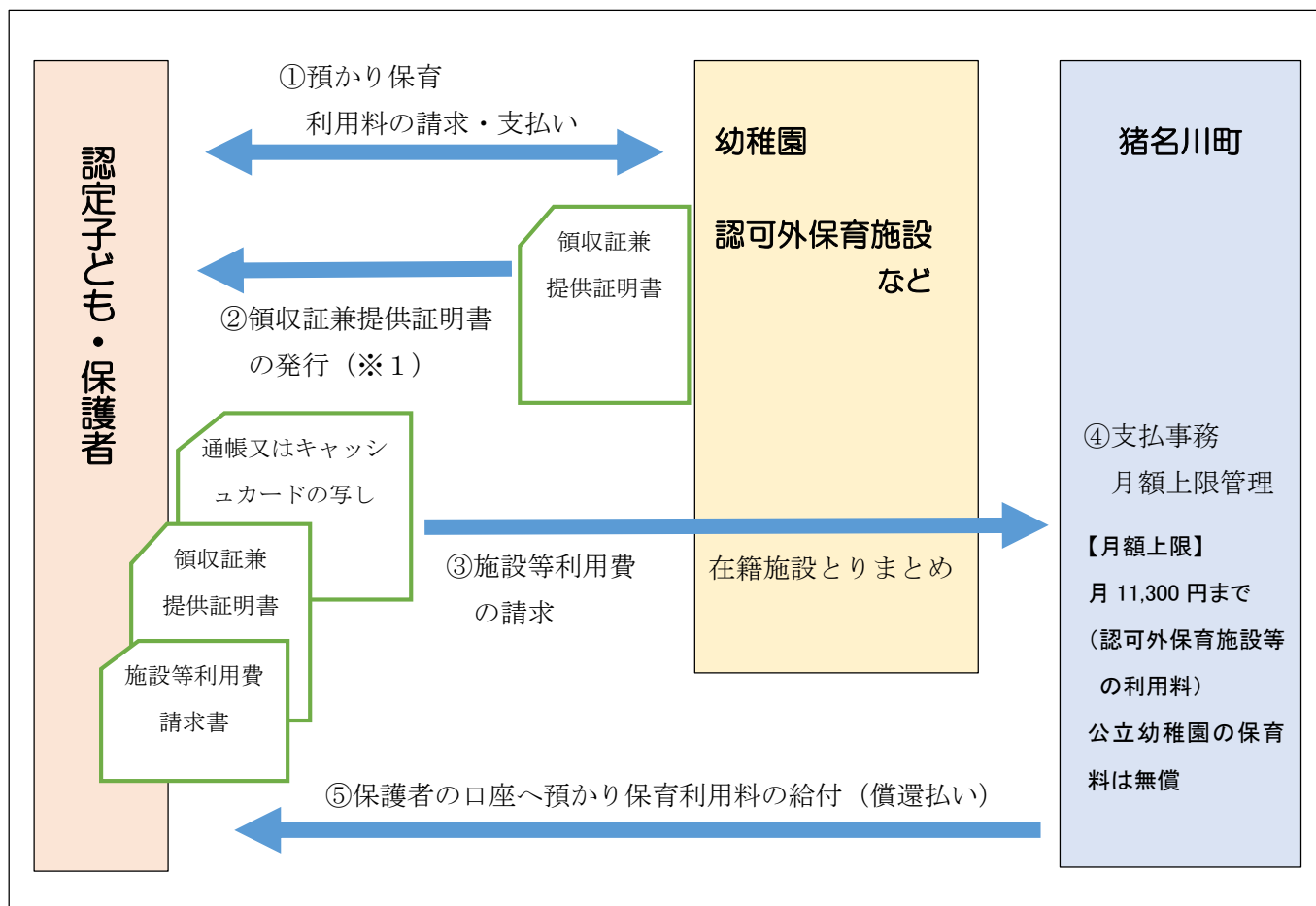
なお、請求書は、在籍する施設で取得いただくか町のホームページ【子育てのための施設等利用費（新2・3号認定）の請求方法について】からダウンロードできます。

記

利用する 事業・施設	必要書類	提出先と期限
公立幼稚園 （1号認定） 認可外保育施設等 （新2号認定） の併用	① 様式3（預かり保育事業） 「施設等利用費請求書（償還払い用）」 ② 認可外保育施設等が発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」 ※公立幼稚園が預かり保育事業を実施していないため、認可外保育施設等の併用可 ③ 振込先を確認できる通帳又はキャッシュカードの写し <u>新2号認定を受けられた方のみ手続きが必要</u>	【請求月】 1月請求（10,11,12月分） 4月請求（1,2,3月分） 7月請求（4,5,6月分） 10月請求（7,8,9月分） 【提出先】 <u>上記請求月の月末までに左記 必要書類を在籍する園に提出</u> 【支払日】 提出から1か月後の月末を目 途に保護者様の口座へ振込み

～幼児教育・保育の無償化に係る償還払い手続きについて～

1 償還払いの支払い手続きのイメージ及び関係様式（公立幼稚園・認可外併用）



※1 ファミリーサポートセンター事業については、「領収証兼提供証明書」ではなく、「活動報告書」となります。

2 手続きの流れ

- ① 保護者は、認可外保育施設等の利用料を施設へ支払います。
- ② 保護者は、施設から「領収証兼提供証明書」の発行を受けます。
- ③ 保護者は、「施設等利用費請求書（償還払い用）」に上記②の「領収証兼提供証明書」と振込先を確認できる通帳又はキャッシュカードの写しを添付し、町こども課に提出。
認可外保育施設等と一時預かり事業など、複数施設を併用した場合は、各施設が発行した「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を利用月毎にまとめて添付してください。
- ④ 猪名川町は、上記③の申請により、支払事務（内容と上限の確認等）を行います。
- ⑤ 猪名川町は、上記④に基づき、3か月分まとめて保護者の口座に預かり保育事業の利用料の給付（償還払い）を行います。

【お問い合わせ】

猪名川町生活部こども課 TEL:072-767-7477